

「市長の専決処分事項の指定について(案)」への意見を募集します

地方自治法第180条の規定する議会の権限の属する軽易な事項でその議決により指定したのものとして、専決処分にすることができる事項を定めております。「市長の専決処分事項の指定について」の一部を改正することで、地方自治法第180条による専決処分にすることができる事項に、解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算の補正を加えます。

つきましては、「市長の専決処分事項の指定について(案)」を所沢市議会基本条例第10条の規定に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

【意見の募集について】

1. 募集期間 令和6年12月25日(水)から
令和7年2月7日(金)午後5時15分まで
郵送の場合は、この期間の消印があれば有効です。

2. 応募方法 次の方法でお出してください。

直接持参 市役所低層棟3階 所沢市議会事務局 窓口まで

受付時間：市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送 〒359-8501

所沢市並木1-1-1 所沢市議会事務局 宛

募集期間内の消印があれば有効です。

F A X 04 - 2998 - 9222

Eメール a9256@city.tokorozawa.lg.jp

電子申請 市ホームページより

内容は、所沢市議会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shigikai/>

【問合せ】

所沢市議会事務局 電話 04 - 2998 - 9256